

交通機関が止まっているのに 出勤遅延?! そんなアホな!!

9月19日、台風14号の上陸・接近に伴いJRをはじめ多くの交通機関が計画運休を行いました。そのような状況の中、乗務員に対して現場管理者から驚くような「連絡」が以下のようにありました。

「出勤時間に間に合わないときは、出勤遅延になるかもしれない」「遅れて出勤した場合は自己責任となります」と言われたそうです。それを受けた該当の乗務員は、ほとんどが従順に従い前泊を余儀なくさせられました。

この管理者からの「連絡」は職権を悪用しての「脅し」であり、断じて許せません!

交通機関が止まっていて、出勤遅延になるのか!?

(有給休暇)

★就業規則第78条の(4)では

「交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合又は災害・感染症発生による交通
しゃ断の場合(障害休暇)

★就業規則第93条

「災害時等に業務又は待機を命じた時間は、乗務員勤務の労働時間とする」

以上、就業規則では絶対に出勤遅延などあり得ないし、また、仮に業務として指示したら労働時間となるのです。乗務員に対して脅しで前泊を強要し、乗務員の要員を確保しようとしているだけの実態が明らかになりました。

管理者の皆さん!!

善意のつもりでの連絡でも、脅しはダメですよ!!